

平成16年第15回県教育委員会会議  
教育長報告

**1 報告事項**

平成17年度沖縄県一般会計予算（人件費を除く）の教育委員会所管に係る予算要求について

**2 事項の説明**

県教育委員会の平成17年度予算については、県の予算編成方針を踏まえ、教育長期計画等の諸施策に基づく事業に係る予算など所要の教育予算を確保すべく、次のとおり予算要求を行った。

なお、特別要求枠については、教育委員会所管の重要課題や新規事業について、教育庁内の調整を行った結果、「学力向上グレードアップ事業」、「博物館新館資料収集事業費」、「養護学校における医療的ケア体制整備事業」の3事業に絞り込み要求することとした。

**(1) 予算要求の概要**

県教育委員会の平成17年度当初予算要求額は、214億8,665万円である。これは、平成16年度当初予算額175億7,182万7千円と比較して、39億1,482万3千円、22.3%の増となっている。

平成16年度当初予算と比較して大幅な増となっている主な要因は、博物館新館・美術館建設事業費の建設等を29億1,759万1千円増の37億6,385万8千円要求していることによるものである。

**(2) 経費別内訳について**

投資的経費（災害復旧費を除く）は121億9,096万1千円を要求しており、平成16年度当初予算と比較して、42億4,847万8千円、53.5%の増となっている。主な理由は、予算要求の概要の増額の要因と同じで博物館新館・美術館建設事業費の増によるものである。

一般行政経費は85億2,707万1千円を要求しており、平成16年度当初予算と比較して3億3,968万4千円、3.8%の減となっている。

主な新規事業として、学力向上グレードアップ事業、博物館新館資料収集事業費、養護学校における医療的ケア体制整備事業、全国高校総体誘致・開催事業などがある。

扶助費は2億5,126万1千円を要求し、平成16年度当初予算と比較して1,050万5千円の増となっている。

貸付金等は、1億6,605万1千円を要求し、平成16年度当初予算と比較し447万2千円の減となっております。

災害復旧費は、6,637万4千円を要求しており、平成16年度当初予算と同額である。

公債費は2億8,493万2千円を要求しており、平成16年度当初予算と比較して4千円の減となっている。これは、NTT債の売却収入の無利子貸付の償還に伴うものである。なお、償還金については、国からの補助金が交付されることになっており、県の財政負担は伴わないものである。

**3 今後の日程（予定）**

- (1) 一次内示 1月20日（木）
- (2) 最終内示 1月31日（月）
- (3) 議案提案 2月9日（水）

## 平成17年度教育委員会所管の予算状況

【平成17年度予算要求性質別内訳(人件費除く)】

(単位:千円、%)

性質区分	平成16年度 当初予算額 (A)	平成17年度 当初予算額 (B)	比較増減額 (C)=(B)-(A)	伸率 (C)/(A)
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	17,571,827	21,486,650	3,914,823	22.3%
(款)教育費	17,220,517	21,135,344	3,914,827	22.7%
<義務的経費>	240,756	251,261	10,505	4.4%
1 扶助費	240,756	251,261	10,505	4.4%
<投資的経費>	7,942,483	12,190,961	4,248,478	53.5%
1 補助事業	4,704,842	5,484,502	779,660	16.6%
2 単独事業	3,137,935	6,582,085	3,444,150	109.8%
3 受託事業	99,706	124,374	24,668	24.7%
<一般行政経費>	8,866,755	8,527,071	△339,684	△3.8%
1 物件費	7,680,867	7,143,540	△537,327	△7.0%
2 維持補修費	275,840	300,609	24,769	9.0%
3 補助費等	910,048	1,082,922	172,874	19.0%
<貸付金等>	170,523	166,051	△4,472	△2.6%
1 投資及び出資金	0	0	0	0.0%
2 繰出金	0	50,030	50,030	皆増
3 貸付金	170,523	116,021	△54,502	△32.0%
(款)災害復旧費	66,374	66,374	0	0.0%
(款)公債費	284,936	284,932	△4	△0.0%

## 教育委員会の主な新規事業

(単位:千円)

1	学力向上グレードアップ事業 義務教育課	73,811	現在、個に応じたきめ細かな指導が求められており、個々の児童生徒に応じた多様な教育活動を支援するため、教育サポーターを活用し、基礎学力の向上を図る。
2	博物館新館資料収集事業費 文化課(博物館)	86,100	博物館新館では、常設展の向上・充実を図るほか、特別展や企画展等の開催も実施することから、県外・海外に流出する恐れのある貴重な文化財を、「基金」を活用することにより機会を失することなく収集し、県民への文化財の鑑賞・利用の機会を提供する。
3	養護学校における医療的ケア体制整備事業 県立学校教育課(特殊教育室)	11,821	医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持増進を図るため、養護学校に看護師を配置するとともに、教育、医療、福祉の連携した体制作りを行い安全な学習環境を整備し、学校教育の条件整備を図る。
4	全国高校総体誘致・開催事業 保健体育課	53,276	平成22年度全国高等学校総合体育大会沖縄県開催の誘致・開催に向けての準備を行う。
5	就職活動支援事業 県立学校教育課	41,550	本県高校生の就職決定率は、全国平均に比べて極めて低い状況にあるため、就業体験の推進による生徒の就職観の育成やジョブアドバイザーの配置による生徒の就職活動の支援をもって、就職決定率の向上を図る。
6	次代を担う青少年育成推進事業 生涯学習振興課	2,401	郷土の文化と自然に誇りをもち、国際性に富む人材を育成するため、国際交流会、世界遺産を学ぶ集いを隔年ごとに開催する。
7	沖縄県産業教育支援事業 県立学校教育課	3,000	産業教育の振興、発展に寄与する研究等を行う専門高等学校に対し研究事業費を助成する。
8	スポーツテスト診断ソフト開発事業 保健体育課	3,200	児童生徒の体力向上を図るため、集計ソフトを開発し、新体力テストの結果分析を行い、今後の体力向上施策に反映させる。
9	目指せスペシャリスト事業 県立学校教育課	4,570	文部科学省が「将来のスペシャリスト」の育成に係る実証的資料を得るため研究開発を行う学校を指定し、研究開発を推進する。
10	エネルギー教育推進事業 県立学校教育課	8,000	環境教育や資源・エネルギー教育等に係る学習教材の作成、購入、指導方法の工夫、改善等について、工業高校を支援する。
	事業計	287,729	

※ 太字は、重点事業。

## 教育委員会の主な継続事業

(単位:千円)

1 生徒のやる気支援事業(高校・中学校) 県立学校教育課・義務教育課	予算要求額 24,627 前年度 26,220 増減額 △1,593	不登校等生徒に地域行事やボランティアなどへの積極的参加をコーディネートする「やる気支援コーディネーター」を配置する。
2 特別支援教育コーディネーター養成事業 県立学校教育課(特殊教育室)	予算要求額 2,616 前年度 4,975 増減額 △2,359	障害のある児童生徒の校内支援体制を図るための「特別支援教育コーディネーター」を養成する。平成17年度は新規に指定する「コーディネータ」を対象に資質の向上を図る。
3 高等学校生徒就学支援センター事業 県立学校教育課	予算要求額 4,055 前年度 6,040 増減額 △1,985	中途退学等で高等学校を離れようとしている生徒に対し、就学意識や就労意識の高揚を促すための支援を行う。
4 スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業 義務教育課	予算要求額 17,219 前年度 23,157 増減額 △5,938	不登校児童生徒の支援のため、学校、家庭、関係機関が連携したサポートネットワークの整備を図る。
5 レッツ・トライ・イングリッシュ推進事業 義務教育課	予算要求額 59,278 前年度 59,292 増減額 △14	小学校における早期英語活動の充実や、地域指定による教科としての英語教育を行い、英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う。また、国の「英語が使える日本人の育成」の戦略構想に基づき、中学校において英語教員に対する研修を行う。
6 夢にチャレンジ社会体験 義務教育課	予算要求額 1,266 前年度 1,662 増減額 △396	児童生徒の将来の夢を育み、主体的な進路選択ができるようにするため、義務教育段階での社会体験活動、職場体験活動を実施する。
7 外国青年招致事業 県立学校教育課	予算要求額 262,689 前年度 245,045 増減額 17,644	外国語教育を充実させるため、指導助手として外国青年を招致する。 (H16:58人→H17:62人)
8 産業教育施設整備事業費(特別装置) 財務課	予算要求額 550,945 前年度 645,376 増減額 △94,431	高等学校における産業教育のための実験実習等に必要の設備の整備を図る。 主な整備箇所:産業技術教育センター、中部工業、沖縄工業
9 教育用コンピュータ整備事業費(高等学校・特殊学校) 財務課	予算要求額 494,711 前年度 468,759 増減額 25,952	県立高等学校において、生徒の情報活用能力の育成を図るため、教育用コンピュータ機器等の整備・更新を図る。 高等学校(新規導入:674台、継続:5,528台) 特殊学校(新規導入:104台、継続:764台)
10 県立学校施設整備事業(高等学校・特殊学校) 施設課	予算要求額 6,604,339 前年度 5,134,260 増減額 1,470,079	学校の校舎等の施設整備費に要する経費 ・新增改築(校舎・体育館):39,325㎡ ・大規模改造(空調整備):1施設 ・騒音対策(防衛庁):5校
11 人材育成関係事業費(奨学関係、人材育成補助、育英奨学事業) 県立学校教育課	予算要求額 639,105 前年度 381,979 増減額 257,126	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団が行う大学生・高校生への奨学事業や専門高校生国外研修事業等に対する補助金及び貸付金
12 競技力の維持・向上対策事業費 保健体育課	予算要求額 258,294 前年度 212,822 増減額 45,472	各競技団体の育成・強化を図るとともに、国際的に活躍出来るトップアスリートを組織的・計画的に育成し、本県の競技力の向上を図る。また国体等へ本県選手を派遣する。
13 史料編集事業費 文化課	予算要求額 124,849 前年度 144,471 増減額 △19,622	琉球王国の約500年に及ぶ外交文書である歴代宝案及び沖縄県にかかわるすべての歴史を対象とする体系的な歴史書となる新沖縄県史の編集を進める。
14 博物館新館・美術館建設事業費 文化施設建設室	予算要求額 3,763,858 前年度 846,267 増減額 2,917,591	博物館新館と地域における芸術文化の拠点となる美術館の複合施設を建設する。
事業計	予算要求額 12,807,851 前年度 8,200,325 増減額 4,607,526	

## 議案第1号

### 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の 承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年12月24日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

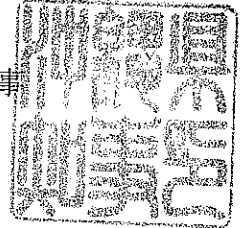
議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)」に対する意見

議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)」の教育委員会所管の予算については、異議ありません。

総財第1457号  
平成16年11月19日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」について貴委員会の意見を求めます。

0

課長	課長補佐	財務係長	振興係長	学校予算係長

7



## 平成16年度教育委員会所管の予算状況（12月補正）

単位：千円

区 分	当初予算額	9月補正額	12月補正額	2月補正額	改予算額	構成比 (%)
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	152,300,051	29,706	△220,807	0	152,108,950	

目的別内訳	教 育 費	151,948,741	29,706	△220,807	0	151,757,640	99.77
	教育総務費	6,620,243	0	△74,502	0	6,545,741	4.30
	小学校費	48,202,697	0	324,030	0	48,526,727	31.90
	中学校費	30,839,257	0	△252,435	0	30,586,822	20.11
	高等学校費	50,330,857	0	△282,935	0	50,047,922	32.90
	特殊学校費	12,826,364	0	65,035	0	12,891,399	8.48
	社会教育費	2,022,716	29,706	0	0	2,052,422	1.35
	保健体育費	1,106,607	0	0	0	1,106,607	0.73
	災害復旧費	66,374	0	0	0	66,374	0.04
	公債費	284,936	0	0	0	284,936	0.19
計	152,300,051	29,706	△220,807	0	152,108,950	100	

性質別内訳	人件費	134,728,224	0	△220,807	0	134,507,417	88.43
	扶助費	240,756	0	0	0	240,756	0.16
	公債費	284,936	0	0	0	284,936	0.19
	投資的経費	8,008,857	11,749	0	0	8,020,606	5.27
	1. 普通建設事業費	7,842,777	11,749	0	0	7,854,526	5.16
	7. 補助事業	4,704,842	0	0	0	4,704,842	3.09
	1. 単独事業	3,137,935	11,749	0	0	3,149,684	2.07
	2. 災害復旧事業	66,374	0	0	0	66,374	0.04
	3. 受託事業費	99,706	0	0	0	99,706	0.07
	物件費	7,680,867	17,957	0	0	7,698,824	5.06
	維持補修費	275,840	0	0	0	275,840	0.18
	補助費等	910,048	0	0	0	910,048	0.60
	貸付金	170,523	0	0	0	170,523	0.11
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0.00	
計	152,300,051	29,706	△220,807	0	152,108,950	100	



# 平成16年度12月補正予算事項別概要

(単位：千円)

(款) 教育費	既決予算額	補正額	改予算額	
	152,329,757	△220,807	152,108,950	
(項) 教育総務費				
(目) 事務局費				
(事項) 教育委員会運営費	16,731	△75	16,656	(事業) 教育委員会運営費 報酬：△75
(事項) 職員給与費	4,030,895	△74,427	3,956,468	(事業) 職員給与費 給料：△24,209 職員手当：△26,386 共済費：△23,832
(項) 小学校費				
(目) 教職員費				
(事項) 教職員給与費	47,898,115	324,030	48,222,145	(事業) 公立小学校教職員給与費 給料：230,622 職員手当：△109,259 共済費：202,667
(項) 中学校費				
(目) 教職員費				
(事項) 教職員給与費	30,454,659	△252,435	30,202,224	(事業) 公立中学校教職員給与費 給料：△75,883 職員手当：△241,339 共済費：64,787
(項) 高等学校費				
(目) 高等学校総務費				
(事項) 教職員給与費	39,485,387	△282,935	39,202,452	(事業) 高等学校教職員給与費(単独事業) 給料：△115,030 職員手当：△238,902 共済費：70,997
(項) 特殊学校費				
(目) 盲ろう学校費				
(事項) 教職員給与費	1,235,590	41,323	1,276,913	(事業) 盲ろう学校教職員給与費 給料：24,391 職員手当：3,935 共済費：12,997
(項) 特殊学校費				
(目) 養護学校費				
(事項) 教職員給与費	10,475,388	23,712	10,499,100	(事業) 養護学校教職員給与費 給料：40,996 職員手当：△40,978 共済費：23,694
合計	133,596,765	△220,807	133,375,958	

## 議案第2号

### 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年12月24日

沖縄県教育委員会

教育長が、「沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を  
改正する条例案に対する意見

「沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」に対する意見については、異議ありません。



教財第742号  
平成16年11月19日

沖縄県教育委員会委員長

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成16年12月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、貴委員会の意見をお伺いします。

記

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を  
改正する条例（案）

平成16年12月議会（定例会）

教 育 庁 財 務 課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁財務課

### 1 件名

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成16年度における国の地方財政計画において、公立学校の授業料の改定が示され、それに基づき平成15年度に全国31県(65.9%)で改正が行われたが、本県においては昨年度の改正は見送ったところである。  
なお、九州においては、本県と福岡県を除く6県で改定され、福岡県も平成16年12月議会で改正の予定である。
- (2) 学校管理運営費及び施設の整備等教育費の需要増加に対応する必要がある。
- (3) 授業料は性格的に学校施設の使用料であり、入学料、入学考査料は入学事務及び入学選抜事務等についての反対給付的性格の手数料であるため、受益者負担の原則により、その適正化を図る必要がある。
- (4) 第3条中重複して表記されている定義規定を、適切な表記に改める。

### 3 改正案の概要

- (1) 第3条第1項本文中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項ただし書中「(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。)」を削る。

#### (2) 別表(第2条関係)

##### (1) 授業料・受講料

(ア) 全日制課程	現行		平成17年度		平成18年度
卒業未認定者					
以外の者 (月額)	9,300円	→	9,500円	→	9,600円
卒業未認定者 (単位)	3,480円	→	3,800円	→	3,840円
(イ) 定時制課程 (単位)	1,500円	→	1,530円	→	1,560円
(ウ) 専攻科 (月額)	9,300円	→	9,500円	→	9,600円
(エ) 通信制課程 (単位)	290円	→	300円	→	300円

(2) 入学料	現行		平成17年度		平成18年度
(ア) 全日制課程・専攻科	5,550円	→	5,650円	→	5,650円
(イ) 定時制課程	2,050円	→	2,100円	→	2,100円
(ウ) 通信制課程	480円	→	500円	→	500円

(3) 聴講料	現行		平成17年度		平成18年度
(ア) 科目履修 (単位)	1,380円	→	1,470円	→	1,560円
(イ) 専修講座 (単位)	1,380円	→	1,470円	→	1,560円

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条、第227条及び第228条  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第6条

5 関係各課との調整状況

県立学校教育課及び総務部財政課と調整済み

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項ただし書中「（定時制課程における単位制による課程の者（以下「単位制による課程の者」という。）の授業料を除く。）」を削る。

別表中「9,300円」を「9,600円」に、「3,480円」を「3,840円」に、「1,500円」を「1,560円」に、「5,550円」を「5,650円」に、「2,050円」を「2,100円」に、「480円」を「500円」に、「290円」を「300円」に、「1,380円」を「1,560円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 授業料及び聴講料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種 類	区 分	単 位	金 額
授 業 料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,500円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,800円
	定時制課程	履修科目1単位につき	1,530円
	専攻科	月 額	9,500円
聴 講 料	科目履修	履修科目1単位につき	1,470円
	専修講座	履修科目1単位につき	1,470円

平成16年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一



## 理 由

沖縄県立高等学校授業料等の額の適正化を図るため、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

沖 縄 県 立 高 等 学 校 授 業 料 等 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案 新 旧 対 照 表

改 正 案

現 行

(授業料等の納付時期)  
 第3条 授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。以下この項において同じ。)は、毎月10日までにその月分(卒業を認定されなかった者(以下「卒業未認定者」という。))については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。は、当該各号に定める期限までに納付することができる。

- (1) 4月分及び1月分 その月の15日
- (2) 8月分 9月10日
- (3) 学年の中途において入学(転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。)し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日

(授業料等の納付時期)  
 第3条 授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。は、毎月10日までにその月分(卒業を認定されなかった者(以下「卒業未認定者」という。))については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。は、当該各号に定める期限までに納付することができる。

- (1) 4月分及び1月分 その月の15日
- (2) 8月分 9月10日
- (3) 学年の中途において入学(転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。)し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の改正案の部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表(第2条関係)

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,600円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,840円
入学検査料	全日制課程	定時制課程	1,560円
		専攻科 月額	9,600円
		専攻科 月額	2,200円
入学料	全日制課程	定時制課程	950円
		専攻科	2,200円
		専攻科	5,650円
受講料	通信制課程	定時制課程	2,100円
		専攻科	500円
		専攻科	5,650円
聴講料	科目履修	通信制課程 履修科目1単位につき	300円
		科目履修 履修科目1単位につき	1,560円
		専修講座 履修科目1単位につき	1,560円
証明手数料		1通につき	200円

別表(第2条関係)

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,300円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,480円
入学検査料	全日制課程	定時制課程	1,500円
		専攻科 月額	9,300円
		専攻科 月額	2,200円
入学料	全日制課程	定時制課程	950円
		専攻科	2,200円
		専攻科	5,550円
受講料	通信制課程	定時制課程	2,050円
		専攻科	480円
		専攻科	5,550円
聴講料	科目履修	通信制課程 履修科目1単位につき	290円
		科目履修 履修科目1単位につき	1,380円
		専修講座 履修科目1単位につき	1,380円
証明手数料		1通につき	200円

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部分を改正する条例案新旧対照表

現 行

改 正 案

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 授業料及び聴講料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種 類	区 分	単 位	金 額
授 業 料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,500円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,800円
聴 講 料	定時制課程	履修科目1単位につき	1,530円
	専 攻 科	月 額	9,500円
		履修科目1単位につき	1,470円
	専 修 講 座	履修科目1単位につき	1,470円

### 議案第 3 号

#### 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年12月24日

沖縄県教育委員会

教育長が、「沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例案」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励金貸与条例  
の一部を改正する条例案に対する意見

「沖縄県高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例案」に対する意見については、異議ありません。

教財第 748 号  
平成 16 年 11 月 19 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成 16 年 12 月沖縄県議会（定例会）に提出する予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、貴委員会の意見をお伺いします。

記

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例案

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修  
学奨励金貸与条例の一部を改正する条例（案）

平成16年12月議会（定例会）

教 育 庁 財 務 課



## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁財務課

### 1 件名

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 現在の条例は、県内にある高等学校に在学している者に貸与の対象を限定していることから、県内に住所を有する者であっても県外にある高等学校の広域の通信制の課程に在学しているものは、貸与の対象外となっている。

そこで、県内に住所を有する者が、県外にある広域の通信制の課程に在学している場合も、貸与の対象とするため、条例の一部を改正する必要がある。

- (2) 現在、条例第2条第3号の規定により、修学奨励金の貸与の対象者は日本育英会の奨学金の貸与を受けていない者とされている。しかし、日本育英会が平成16年3月31日をもって廃止になり、奨学金事業が独立行政法人日本学生支援機構に移管されていることから、条例を改正する必要がある。

- (3) また、高等学校等奨学事業費補助金による奨学金の貸与を受けている者は、国の高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与補助事業の対象から除かれている。

本県においては、高等学校奨学事業費補助による奨学金の貸与業務は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）が実施している。

本県の修学奨励金貸与事業の対象者から財団の奨学金の貸与を受けている者を除くため、財団の奨学金を教育委員会規則で定めて調整を図る必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 貸与の対象者に「県内に住所を有する者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学するもの」を加える。

- (2) 第2条第3号中「日本育英会法（昭和19年法律第30号）による日本育英会の奨学金」を「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他教育委員会規則で定める奨学金」に改める。

4 根拠法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条第3項

独立行政法人日本学生支援機構法附則第14条、第15条

5 関係各課との調整状況

県立学校教育課及び総務私学課と調整済み。

6 添付資料

(1) 新旧対照表（様式2－4）

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

## 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県内にある高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校をいう。以下同じ。）の定時制課程又は通信制課程に在学しているもので、次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、第4号を第5号とし、同条第3号中「日本育英会法（昭和19年法律第30号）による日本育英会の」を「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他教育委員会規則で定める」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 県内にある高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条第3項に規定する広域の通信制の課程（以下「広域の通信制の課程」という。）を除く。）に在学している者又は広域の通信制の課程に在学する者で県内に住所を有するもの

第6条第1項及び第2項並びに第8条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成16年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

### 理 由

県内に住所を有する者が県外にある広域の通信制の課程に在学する場合に修学奨励金の貸与を受けられるようにするため、及び日本育英会の廃止等に伴い、貸与の対象者に関する規定を改めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(貸与の対象者)</p> <p><u>第2条</u> 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 県内にある高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条第3項に規定する広域の通信制の課程(以下「広域の通信制の課程」という。)を除く)に在学している者又は広域の通信制の課程に在学する者で県内に住所を有するもの</p> <p>(2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、教育委員会規則で定めるもの</p> <p>(3) 経常的収入を得る職業に就いている者</p> <p>(4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他教育委員会規則で定める奨学金の貸与を受けていない者</p> <p>(5) 通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校(以下「単位制高等学校」という。)における定時制課程に在学している者については、その在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに各教科以外の教育活動及びそれらの授業時数を4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であつて、年間18単位以上の単位数を履修しているもの</p>	<p>(貸与の対象者)</p> <p><u>第2条</u> 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、県内にある高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校をいう。以下同じ。)の定時制課程又は通信制課程に在学しているもので、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、教育委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) 経常的収入を得る職業に就いている者</p> <p>(3) 日本育英会法(昭和19年法律第30号)による日本育英会の奨学金の貸与を受けていない者</p> <p>(4) 通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校(以下「単位制高等学校」という。)における定時制課程に在学している者については、その在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに各教科以外の教育活動及びそれらの授業時数を4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であつて、年間18単位以上の単位数を履修しているもの</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(貸与の打切り又は休止)</p> <p>第6条 修学奨励金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が、次の各号のいずれかに該当するに到つたときは、その貸与を打切るものとする。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>2 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するに到つたときは、その期間の期間は修学奨励金の貸与を休止するものとする。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(返還債務の履行猶予)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後又は貸与の期間満了後引き続き定時制課程又は通信制課程に在学するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予する。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後において次の各号のいずれかに該当するときは、願い出によつて修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)～(2)省略</p>	<p>(貸与の打切り又は休止)</p> <p>第6条 修学奨励金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が、次の各号の<u>一</u>に該当するに到つたときは、その貸与を打切るものとする。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>2 奨学生が、次の各号の<u>二</u>に該当するに到つたときは、その期間は修学奨励金の貸与を休止するものとする。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(返還債務の履行猶予)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後又は貸与の期間満了後引き続き定時制課程又は通信制課程に在学するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予する。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後において次の各号の<u>二</u>に該当するときは、願い出によつて修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)～(2)省略</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

## 議案第4号

### 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年12月24日

沖縄県教育委員会

教育長が、「沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 条例第2条第4号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の奨学金とする。

第2号様式中

総 合 判 定	
学力	<p>優 秀 平均以上 平 均 平均以下</p> <p>家計、学資の状況から修学資金が特に必要である 必要である</p>

を

入学1年目 ( 年度)	入学2年目 ( 年度)	入学3年目 ( 年度)	入学4年目 ( 年度)	修得単位数 (累計)
単位	単位	単位	単位	単位
総 合 判 定				
学力	<p>優 秀 平均以上 平 均 平均以下</p> <p>家計、学資の状況から修学資金が特に必要である 必要である</p>			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の  
一部を改正する規則案の概要の説明

部課名 教育庁財務課

1 件名

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

(1) 条例第2条第4号の一部改正により、修学奨励金の貸与の対象者は、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他教育委員会規則で定める奨学金の貸与を受けていない者」とされている。

貸与の対象者をより広い範囲に広げる趣旨から、県に係わる奨学金との重複を避ける必要があるが、本県においては、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下財団という）が高校生に対する奨学金事業を実施している。

修学奨励金の貸与の対象者から財団の奨学金の貸与を受けている者を除くため、財団の奨学金を教育委員会規則で定めて調整を図る必要がある。

(2) 条例第2条第5号の規定による単位数の履修を確認するため、第2号様式の推薦調書において修得・履修単位が把握できるよう、様式を改正する。

3 改正案の概要

(1) 第2条に次の1項を加える。

2 条例第2条第4号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の奨学金とする。

(2) 第2号様式中

「

総合判定	
学力	優秀 平均以上
	家計、学資の状況から資金が 特に必要である

を

平 均 平均以下	必要である
-------------	-------

入学1年目 ( 年度)	入学2年目 ( 年度)	入学3年目 ( 年度)	入学4年目 ( 年度)	修得単位数 (累計)
単位	単位	単位	単位	単位
総 合 判 定				
学 力	優 秀 平均以上 平 均 平均以下	家計、学資の状況から資金が 特に必要である 必要ある		

に改める。

#### 4 根拠法令

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

#### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(貸与の対象者)            第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会で定める者とは、            その都度教育長が定める。            2 条例第2条第4号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、  <u>財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の奨学金とする。</u></p>	<p>(貸与の対象者)            第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会で定める者とは、            その都度教育長が定める。</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則新旧対照表

改正案

現

行

第2号様式(第3条関係)										
推薦所見(人物・家庭・修学等に関する所見)										
推薦調書										
入学1年目 (年度)	入学2年目 (年度)	入学3年目 (年度)	入学4年目 (年度)	修得単位数 (標準)	総合判定					
単位	単位	単位	単位	単位	優秀	優	秀	合格	不合格	
学力					優	秀	優	秀	合格	不合格
学校名					資料、学資の状況から修学奨励金が 特に必要である					
氏名					特に必要である					
記載者					印					
推薦					入中					
順位					責任者					
					高等学校長					
					印					

第2号様式(第3条関係)										
推薦所見(人物・家庭・修学等に関する所見)										
推薦調書										
入学1年目 (年度)	入学2年目 (年度)	入学3年目 (年度)	入学4年目 (年度)	修得単位数 (標準)	総合判定					
単位	単位	単位	単位	単位	優秀	優	秀	合格	不合格	
学力					優	秀	優	秀	合格	不合格
学校名					資料、学資の状況から修学奨励金が 特に必要である					
氏名					特に必要である					
記載者					印					
推薦					入中					
順位					責任者					
					高等学校長					
					印					

議案第5号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年12月24日

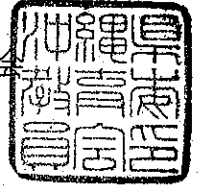
沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

教県第1805号  
平成16年11月19日

沖縄県知事 殿

沖縄県教育委員会



沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見については、異議ありません。

教県第1685号

平成16年11月19日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

**沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）**

平成16年12月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課



## 条例案の概要の説明

部課名 教育委員会 県立学校教育課

### 1 件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県立中部工業高等学校は、平成17年度から工業に関する学科を先端技術等を取り入れた学科に改編し、新たに情報に関する学科としてITシステム科、コンピュータデザイン科を設置し、商業に関する科目も学ぶ総合選択制を導入する。
- (2) 学科改編を機に、情報に関する学科へ女生徒も多く入学できる新しい学校へのイメージチェンジを図るため、学校名を「沖縄県立美来工科高等学校」に改めることから、条例の一部を改正する必要がある。
- (3) 平成16年7月20日付けで沖縄県立具志川高等学校の住所表示が変更されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 別表第1中「沖縄県立中部工業高等学校」を「沖縄県立美来工科高等学校」に改める。
- (2) 沖縄県立具志川高等学校の位置の「字喜屋武929番の1」を「喜仲三丁目28番1号」に改める。

### 4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第1項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条
- (3) 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課とは調整済み

6 添付資料

(1) 新旧対照表（様式2-4）

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

## 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「字喜屋武929番地の1」を「喜仲三丁目28番1号」に、「沖縄県立中部工業高等学校」を「沖縄県立美来工科高等学校」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「沖縄県立中部工業高等学校」を「沖縄県立美来工科高等学校」に改める部分は、平成17年4月1日から施行する。

平成16年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

### 理 由

沖縄県立中部工業高等学校の名称を変更し、及び住居表示変更に伴い沖縄県立具志川高等学校の位置の表示を変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第1 (高等学校) (第2条関係)		別表第1 (高等学校) (第2条関係)	
<p>名称 (略) 沖縄県立具志川高等学校 (略) 沖縄県立美来工科高等学校 (以下略)</p>	<p>位置 (略) 具志川市喜仲三丁目28番1号 (略) 沖縄市越来3丁目17番1号 (以下略)</p>	<p>名称 (略) 沖縄県立具志川高等学校 (略) 沖縄県立中部工業高等学校 (以下略)</p>	<p>位置 (略) 具志川市喜屋武929番地の1 (略) 沖縄市越来3丁目17番1号 (以下略)</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。